

人権口コミ講座23



京都人権啓発推進会議

人権口コミ講座23

この冊子は、府民の皆さんに、生活に関わる身近な話題や社会的に関心の高まっている話題をもとに、「人権」について様々な角度から考えていただけるよう、公益財団法人 世界人権問題研究センターの協力を得て2021(令和3)年末に京都新聞に連載した「人権口コミ情報」を基にして作成したものです。

人権について具体的に考えていただくきっかけとして活用していただければ幸いです。

人権口コミ講座23 もくじ

VOL.1 コロナ禍における子どもへの影響と支援方策

大阪府立大学大学院
人間社会システム科学研究科教授

山野則子

[1]

VOL.2 インターネットにおける人権侵害を考える

プロバイダ責任制限法
ガイドライン等検討協議会顧問

桑子博行

[3]

VOL.3 ビジネスと人権 —京都における企業・自治体の役割—

立命館大学衣笠総合研究機構教授
国際平和ミュージアム館長

吾郷眞一

[5]

VOL.4 ヘイトスピーチ解消法施行から5年

立命館大学名誉教授

薬師寺公夫

[7]

VOL.5 トランズジェンダーの 子どもたちへの対応について

大阪経済大学客員教授
大谷大学非常勤講師

音楽家 西田彩ゾンビ

[9]

VOL.6 部落差別解消法施行から5年

(公財)世界人権問題研究センター所長
神戸大学名誉教授

坂元茂樹

[11]

VOL.7 自死遺族の方々の語り合いについて

こころのカフエきょうと

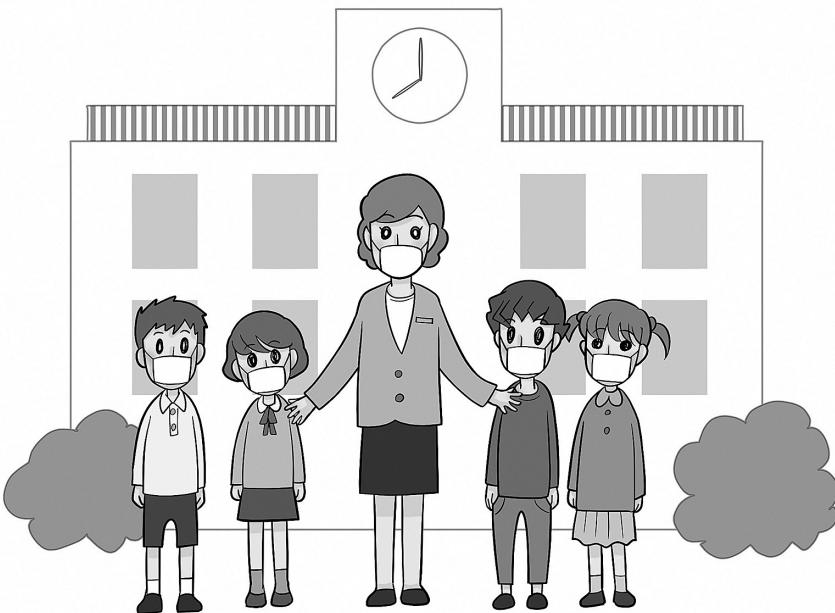
[13]

「コロナ禍における子どもへの影響と支援方策

大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授 山野則子

2020年10月から12月の間に厚生労働科学特別研究事業として、新型コロナウイルス感染症による子どもや家庭への影響について、子どもや保護者、公的機関に対する調査を行いました。コロナ関係のこうした調査では、最大規模の調査数でかつ高い回収率（約36%）^{57%}でした。この調査結果から見えてきたコロナ禍における子どもや保護者の実態、学校の役割、これから支援の方向性について、紹介します（保護者調査・子ども調査は、小学校高学年から高校までの子どもと保護者を併せて約3600サンプル。全国の保健・児童福祉・教育と学校や児童相談所など公的機関の調査では約2300サンプル）。

今回の結果から、コロナウイルス感染症の広がりによる経済状況や不本意な在宅生活が、家庭内不和を起こす可能性が高く、それは様々なところに影響することも明らかになりました。保護者調査では、新型コロナウイルスによる状況変化を経て配偶者・パートナーと過ごす中で、家庭の中で精神的・身体的・その他の負担が増えた合計の割合は



た子どもが17・8%でした。

学校や支援機関では、様々な訪問を伴う作業を実施していますが、コロナによる自粛によって、活動は余儀なく延期、中止となりました。これは、孤立しがちな保護者や子どもと会話する機会や勇気づける機会を逃したことになります。気をつけてあげるべき子どもたちをキヤッチできません。結果的には見えないところで、子どもたちのストレスが高くなつていくことを放置せざるをえなくなつたものと考えられます。

児童相談所における子どもの問題の特徴的なこととして、ゲーム依存の相談、性的な問題、DVに関する虐待相談が増えたことがあります。精神的負担を感じた保護者が増え、休校の影響は大きなものとなりました。自粛解除後の手立てが必須だと考えられます。

コロナによる影響は表面的に見えないし、気づきにくいことから、例えば周りの大人が、「おはよう」と気軽な声かけから始めて、子どもたちが抱えるしんどさを出しやすい社会となることが求められます。また学校も個人任せでなく組織として、早期の変化に気づく仕組みづくりを行うことが最重要課題であるといえます。

約25%であり、4人に1人が負担を感じていました。また子ども調査では、なんらかのストレスを抱えている子どもは9割弱であり、そのうち、わずかではないストレスを抱えている割合は3割強でした。困りごとを見てみると、保護者は勤務状況の変化等で精神的負担がある中で、子ども「学業の遅れ」、「生活リズムの乱れ」、「食事の状況」などを保護者が心配しており、子どもも同様にこれらに困っている結果でした。また、親は困っていないのに子どもが困っている項目に親が不在時の居場所がありました。

また再開後学校に行きづらいと感じた子どもは3分の1をしめ、声にならない子どもたちの悲痛な叫びととらえることができます。親が心身ともに健康であることが子どもとの関わりに影響を与え、それが子どもの自己肯定感に影響し「登校意欲につながる」という「大阪府子どもの生活に関する実態調査」（山野則子 2019）と同傾向の結果でした。また特徴的なのは、何らかのトラウマになりうる出来事を体験した子どものうちPTSDの可能性が高いとされました。

インターネットにおける人権侵害を考える

プロバイダ責任制限法 ガイドライン等検討協議会顧問 桑子博行

インターネットやSNSはとても便利なツールとして普及しております、我々の生活に欠かせないものとなっています。一方で、投稿者の激しい誹謗中傷など重大な人権侵害が起きています。

また、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどを示す情報や、ヘイトスピーチなど不当な差別を助長する問題の書き込みも行われています。

これらの人権侵害情報などのインターネット上の権利侵害情報の書き込みに対する被害者救済を図るために法律としては、プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）が2002年5月に施行されています。

この法律は、インターネット上のホームページや電子掲示板において、名誉毀損、プライバシー侵害、著作権侵害など、特定の者の法益が侵害される情報が流出した際に、①プロバイダやサイト管理者が侵害情報を削除することが



できる基準を示すとともに②被害者がプロバイダ等に対し、匿名で情報の発信をした者（情報を書き込んだ人）の氏名、住所等の情報の開示を求めることができる権利を創設したものでした。

ただし、法律が作られた当時は、まだ電子掲示板などが中心で、SNSのサービスは2004年頃から始まつたものです。

いま、インターネット上の誹謗中傷など人権侵害情報の多くはSNSを利用したものが大半となっていますが、2002年に施行された法律ではSNSなどのサービスを想定しておらず、発信者を特定すること（右記②）が困難なケンスが出ているのが現状です。

そこで、総務省の研究会等の検討状況をふまえ、2002年4月に改正プロバイダ責任制限法が成立しました。

これまでの問題点としては、発信者を特定するために2回の開示請求の裁判手続きが必要となることや、プロバイ

ダが保有している通信ログ等の情報が保存期間を過ぎて消去されてしまう点などが指摘されています。これらの問題点を解決すべく、発信者を特定するための新たな裁判手続きができる見込みです。今回の法改正は、裁判手続きの創設も含まれるため、改正法の施行は2022年後半の見込みですが、発信者情報の開示は大きく前進することが期待されています。

インターネット上ではさまざまな誹謗中傷など人権侵害が起きていますが、ネット上では価値観の近い人をフォローすることが多く異なる価値観にふれにくく、また怒りや嫌悪の感情が連鎖して拡大するといわれており、自分の考えが正しいと思うのは危険で、ネットの書き込みに際しては冷静に見直すことが重要です。

ソーシャルメディアの浸透は、個人の発信力を高めているが、一方でフェイクニュースなど不確かな情報や先導的な書き込みを一気に拡散する危うさを社会にもたらしています。ネット社会の進展は、さらに加速していますが、ネット上の誹謗中傷や人権侵害情報の氾濫など社会の課題は増加しています。いま、これからネット社会のあり方が問われています。

ビジネスと人権——京都における企業・自治体の役割——

立命館大学衣笠総合研究機構教授 国際平和ミュージアム館長 吾郷眞一

企業の責任は、かなり古くから公害や製造物責任の問題として問わされてきましたが、環境や消費者保護の枠を超えて人権一般とのかかわりで語られるようになつたのは、割と最近です。とりわけ2011年の国連において「ビジネスと人権に関する指導原則」という名の決議が採択され、すてての企業活動を視野に入れ、かつ人権に着目した「ビジネスと人権」という語り口が定着した感があります。国際標準化機構（ISO）が発行した「組織の社会的責任」標準の中でも、人権が主要項目の一つとして掲げられ、それと同時に労働も別個のテーマとして掲げられてることにも注意を向けるべきです。それは国連指導原則でも従業員の労働権が多く含まれていることとも軌を一にします。

その国連指導原則を実施に移すため、各国にNAP（国別行動計画）の策定が要請されました。日本政府も他の国々に遅れて2020年にそれを発表し、いよいよ企



効果として起りうる人権侵害を事前に注意すること（いわゆるデューディリジエンス）も要求されています。政府・自治体に対しても、公契約を締結する場合、そこに入権・労

業も政府（地方自治体も含む）も本腰を擧げて取り組まなくてはならなくなつたと言えましょう。その際に依拠すべき基本的な文書である国連の指導原則の特徴は、それが普通の国連決議とは異なって、国に対してだけでなく、直接企業と市民社会に働きかけているところです。

では具体的に企業や自治体に働きかけられていることは何かというと、今まで当然に行ってきたこと、あるいは行うべきものであつた事柄を、意識してしっかりと実行に移すこと、（例えば、消費者に損害を与えない財・サービスを提供する、提供の過程で人権侵害を行わない、労働権を含む人権侵害が生じた場合の救済制度を整える、など）ではありますが、それをさらに一步進めてサプライチェーン（素材仕入れ元での人権侵害をチェックすることや、結果として起りうる人権侵害を事前に注意すること（いわゆるデューディリジエンス）も要求されています。政府・自治体に対しても、公契約を締結する場合、そこに入権・労

効果として起りうる人権侵害を事前に注意すること（いわゆるデューディリジエンス）も要求されます。

もつとも、何が人権侵害に当たるかは、簡単ではなく落とし穴がいくつもあります。指導原則は、その実施に際して専門家の助言に頼るべきたと各所で述べています。自分勝手な人権解釈を行わないようにするためです。国連やその専門機関は、それについての助言活動を組織的に行っています。指導原則実施という国際社会の要請に応えるためには、企業が自発的に（企業の社会的責任－CSR－の遂行として）対応することが求められていますが、いかに人権尊重を高らかに宣言しようとも、それが口先だけで終わってしまうのでは何もなりません。自己検証の制度が必要です。これは、従来の企業統治（法令順守）という活動の枠を超えて、一歩進んで積極的な人権尊重推進活動となつてくことを意味します。企業や組織の社会的責任は法令順守を前提としながら、それを超えたものを目指しますので、企業は、人権侵害をしないという消極的な努力だけではなく、人権尊重を推進していく公器であるという意識を持つことが大切です。

ヘイトスピーチ解消法施行から5年

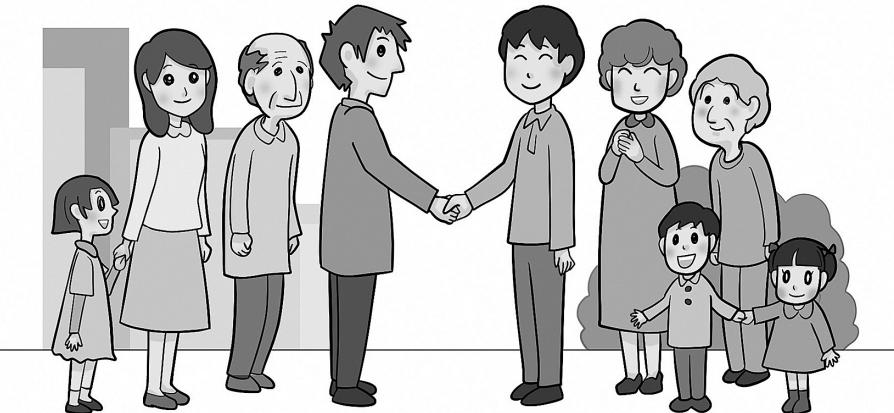
立命館大学名誉教授 薬師寺公夫

2016年6月3日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行されて、5年が経過しました。この法律は、2009～2010年の京都朝鮮学校ヘイトスピーチ事件や、2013年に東京、大阪、川崎で繰り返された排外主義的なデモなどが重大な人権侵害問題として社会の注目を集めたことを背景に、国会で議員立法として制定されました。同法は、「本邦外出身者」に対する「不当な差別的言動は許されない」と宣言し、それに該当する行為を「本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを利用として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう」と定めています。また同法は、地方公共団体が相談体制の整備、教育の充実、啓発活動などにおいて必要な取組を行うよう努力するとともに、「地域の事情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努める」ことを要請しています。

地域の実情に応じて、各地の地方公共団体がヘイトスピーチを許さないさまざまな取組を進めています。大阪市のよう、表現活動が条例で定義するヘイトスピーチに該当すると認めるときは、拡散防止措置をとるとともに、条例に定める要件と手続に従つてその表現活動を行つたものの氏名又は名称の公表をも含む措置をとつていている例、川崎市のように、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を繰り返す者であつて市長が条例の定めに従つて発した命令にも従わなかつたものについては罰金を科すことを定めた例もあります。

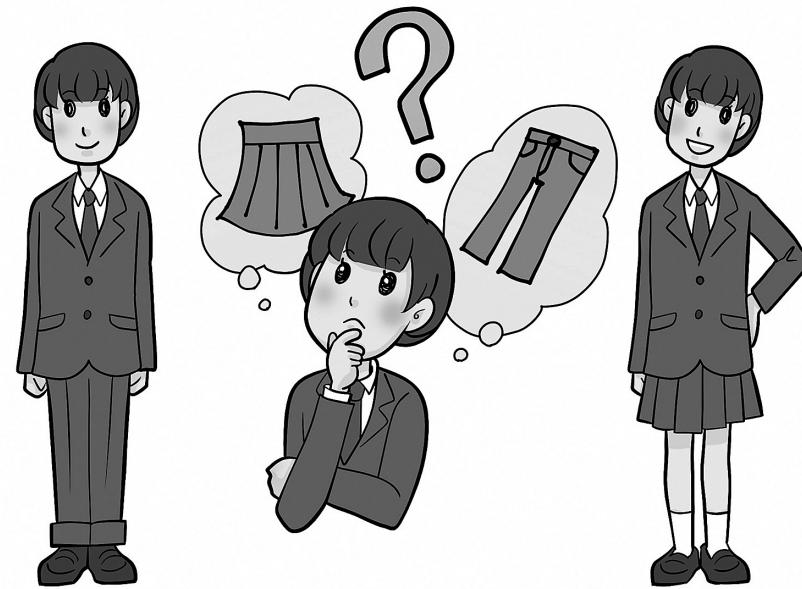
京都府内では、2018年に京都府と京都市が、公の施設等におけるヘイトスピーチの防止のために、当該施設の使用手続に関するガイドラインを策定しました。ヘイトスピーチ解消法に定める「不当な差別的言動」が行われることと」(京都府)又は「『不当な差別的言動』が行われることにより、人格権をはじめとする基本的人権を侵害すること」(京都市)が、客観的な事実に照らして具体的に明らかに予測される場合などには、表現の自由に十分考慮を払つた上で、施設の使用を制限できることを定めています。京都府内の他の25の市町村も同様のガイドラインを策定しています。

このようなヘイトスピーチを許さない多くの人びとの努力にも拘わらず、なおヘイトスピーチがなくなつたといえる状況にはありません。街頭宣伝行動などの過激な形態のヘイトスピーチはある程度減少してきているものの、インターネット上のヘイトスピーチは依然として深刻な事態を引き起しかねない状況が続いています。ヘイトスピーチを許さない一人一人の行動がいつそう重要になっています。



トランスジェンダーの子どもたちへの対応について

大阪経済大学客員教授 大谷大学非常勤講師 音楽家 西田彩ゾンビ



トランスジェンダー（以下「トランス」）という言葉をご存知でしょうか。性のあり方の一つで、「出生時の性と自身が自認している性別が異なる人」を説明する言葉です。2019年に大阪市が行った大規模な調査では、0・7%の人が出生時とは異なる性別を自認していると回答しています。きょうだいの真似をするなど、幼少期から出生時の性とは異なる性別の振る舞いをする類似例は幅広く見られます。が、トランスの場合は自身の性別に対する認識 자체が異なっているという点に特徴があります。近年、研究が深まり、こうした人間の性のあり方は精神疾患ではなく人間に生ずる多様な性の一つとして理解されています。医療機関においても、これまで使用されていた性同一性障害という疾患名は廃止となり、2022年度より性別不合という名称で「性の健康に関する状態」という疾病分類のなかで扱われることになっています。トランス児童生徒へ目を向けてみると、学校でも対応が広がっています。2006年に兵

庫県で戸籍上男児である児童の家族から女児として就学を希望する相談があり、全国でも同様の事例が報道されました。文部科学省により2013年に「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」が行われ、2015年には、全国の学校等に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が発出されました。

このような背景から、トランス児童生徒は自身の性自認が尊重された小中高の学校生活が送れるようになります。これをうけ大学においても、お茶の水女子大学を始めとする女子大学が戸籍上は男性であるトランス女性の受け入れを表明し門戸を広げています。そうして社会が既に進んでいる中、私たちも認識を改めていく必要があります。

トランス児童生徒とその家族は、日々どのような経験をしているのでしょうか。当事者の児童生徒は自認する性のあり方が非典型的であることで、幼少期から壮絶ないじめを

経験する子もいます。素直な性別表現をすればいじめにあうので、好きな遊びや言葉遣い・服装も抑圧しながら出口の見えない暗い日々を過ごしている子もまだまだ多いようです。このようなことは、自己の性のあり方に否定的なステイグマ（負の烙印）を負わせますし、自己肯定感を育むことをも困難にさせます。保護者もまた我が子の健康と将来を心配することでしょう。

学校の対応においては、制服やトイレ・更衣室の利用、男女別となる授業や行事等への参加時の配慮、多様な性のあり方の教育やいじめ対策など、その内容は多岐に渡ります。多くの人の連携や協力が必要です。なにより、トランスといつても十人十色ですので、画一的な対応ではなく、きめ細やかな個別対応が必要となります。

また、日常生活での非典型的な性のあり方への嘲笑的・排除的な言動が飛び交う環境も、こうした子どもたちにステイグマを背負わせてします。地域社会の住民として、私たち一人ひとりが多様な性のあり方を尊重することから実践したいです。

部落差別解消法施行から5年

(公財)世界人権問題研究センター所長 神戸大学名誉教授 坂元茂樹

2016年12月9日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立し、同月16日に公布施行されて5年が経ちました。この法律は、全ての国民が等しく基本的人権を有する個人として尊重されること、国および地方公共団体の責務並びに部落差別解消のための施策を講ずること、部落差別に関する相談体制の充実および部落差別解消のための人権教育・啓発を行うことを定めています。

部落差別とは、一般に、「日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、日常生活の上で差別を受けるなどしている我が國固有の人権問題(※)」と定義されています。

国は、同法第6条に基づき部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、部落差別の実態に係る調査を2019年に実施し、2020年6月にその調査結果を公表しま

した。この調査において、この法律を知っているかと質問したところ、その認知率はわずかに8・7%という低い数字にとどまりました。

京都府は、2020年11月から12月にかけて、18歳以上の京都府在住の者(外国籍府民を含む)3100人を対象に人権意識調査を行いましたが(有効回答数1531件)、同様の質問に対し、21・7%が知っていると回答し、国全体の調査よりも認知度は高いものでした。また、注目したいのは、どのような場で差別を感じるか質問したところ、最も多かったのが「結婚について」が40・9%、次いで、「インターネットを介した差別的な情報の拡散」が24・9%、「就職について」が22・7%、「引っ越しや住宅の購入等に際して」が22・1%でした。このような差別が、個人の尊厳や法の下の平等を基本的価値とする現行の憲法秩序とおよそ相容れないものであることは明らかです。



この調査結果は、部落差別解消推進法第1条の「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴つて部落差別に関する状況の変化が生じている」という立法事実(法律の必要性を根拠づける事実)に呼応しています。第6条に基づくインターネットの調査結果でも、全国の「部落」の具体的な地名を掲載する等の識別情報を摘示し、差別を助長する行為があります。

2021年は1871年の解放令(差別的賤称や身分の廃止を定めた太政官布告)から150年に当たり、2022年は1922年の全国水平社創立宣言から100年の節目の年を迎えます。人権の世紀といわれる21世紀の今日においても、日本の重要な人権問題である同和問題がまだ完全には解決していない現状を終わらせるためには、国民一人一人が部落差別解消推進法の内容を理解し、部落差別のない社会の実現のために自分たちに何ができるかを考え必要があります。

※法務省・文部科学省編『令和3年度 人権教育・啓発白書』48頁

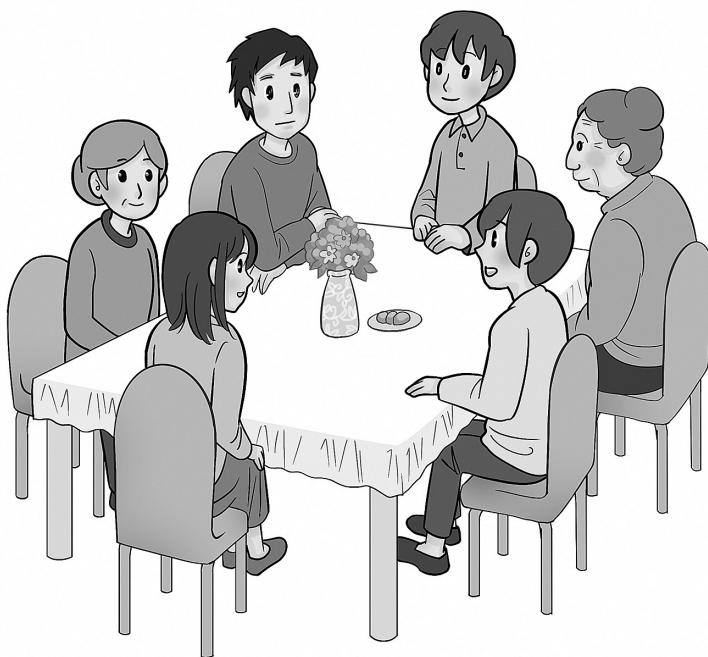
自死遺族の方々の語り合いについて

「こころのカフェきょうと

日本の自殺者数は1998年以降、14年連続して3万人を超える状態が続き、「個人の問題」と認識されがちでした。しかし、2006年に自殺対策基本法が施行されて以降、広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げての自殺対策が総合的に推進されるようになりました。こうした取り組みのもと、自殺者数は2012年に3万人を下回り、2010年以降は10年連続の減少が見られていました。

しかしながら、2020年の自殺者数は前年より912人が多い2万1081人となり、11年ぶりに増加に転じました。2021年に入つても増加傾向は続き、特に女性の自殺者数増が深刻化している状況です。その背景には新型コロナウィルス感染拡大による経済情勢の悪化や家庭環境の変化などが指摘されています。

このように日本では年間2万人を超える方が自ら命を絶たれている現状があります。亡くなられた方おひとりおひ



とりにはかけがえのない人生があり、また、大切な方を亡くした遺族の悲しみ、苦しみがあります。自殺に対する誤解や偏見はいまなお根強く、残された遺族は周囲の無理解により、悲しみや孤独感を募らせてしまうこともあります。

自死遺族サポートチーム「こころのカフェきょうと」は、自死で大切な人を失つた方々が集い、それぞれの体験や気持ちを語り、聴き合う場所として、2006年に設立し、今年で17年目を迎えます。主な活動として、自死遺族の分かち合いの場である月1回の例会（第2土曜日、ハートピア京都）と、月2回のフリースペース（第1・3木曜日、京都都市こころの健康増進センター）を開催しています。他にも研修会や、12月には音楽を楽しむコンサートを開催しています。また、京都府・京都市や他団体と一緒に自殺予防・自死遺族支援についての啓発活動も行っています。

分かち合いに来られた自死遺族の語り合いの一部をご紹介します。

「初めて亡くなった家族の話をすることができました。他の皆さんがあなたまで真剣に話を聞いてくださっていました」と、温かく声をかけて頂いたことで、とても落ち着きました」

「まわりの人には『言えない』とも、ここでは『言うことができる』辛いのは自分だけではないことがわかることで、気持ちはとても軽くなり助かっています」

「ここに来るととても心が落ち着きます。皆さんの話を聴いたり話すことで、自分の気持ちが少し整理されます」

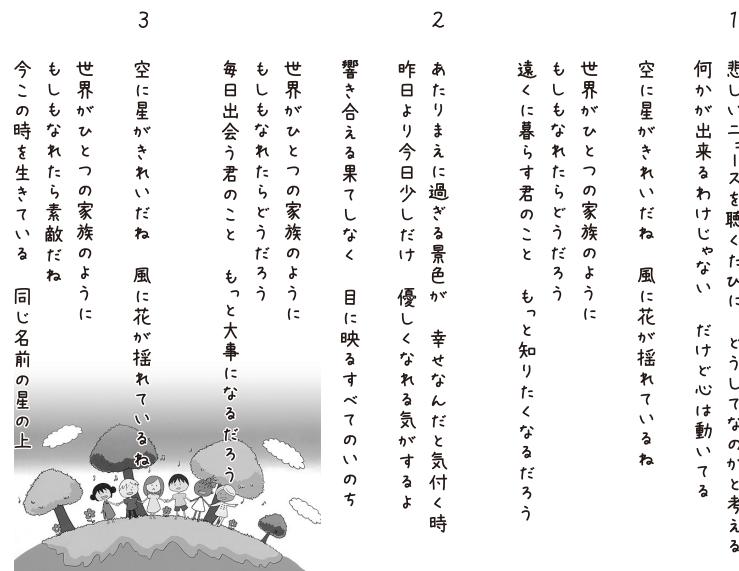
「私たち、自死遺族が安心して胸の内を話し、分かち合うことができる場を作り続けること、そして苦しみや悲しみに寄り添い、ともに生きていく支援を行うことを大切にしながら活動しています。運営上は、新型コロナウィルス感染防止のための予防措置を講じ、安全を確保するように心掛けています。」

当会のホームページ(<http://kokocafe.org/>)もしくは「こころのカフェきょうと」で検索)に分かち合いの会やイベント等の情報と開催スケジュールを掲載しています。また、文集や「こころカフェ通信」の発行も行っていますので、ご関心のある方はぜひお気軽にご連絡頂ければと思います。

世界がひとつのお家様のよう

作詞：鮎川めぐみ

作曲：千住明



世界がひとつのお家様のように

作詞：鮎川めぐみ
作曲・編曲：千住明

INTRO.

$\text{♩} = 74$

A mp

かなしーいニュースーを きくたーびに

どうしーてなのかーと かんがーえる な にかがーできる わけじや な い だけ

B mf

どこころはーうごいて るそらに ほ しがー きれーいだねー かぜ

C mf

cresc.

に はながーゆれて い る ね 一 せかいがーひとつの

かぞくの一 ように もしもなーれたーら ど う だろー とおくにーくらーすー

I.

きみのこーと もっとしーりたーく な る だろー

京都府人権リーガルレスキュー隊

ご自身又は関係者に関わる差別的な取扱いや誹謗中傷、プライバシーの侵害などによる人権問題について、京都弁護士会の弁護士が、司法的救済を中心にアドバイスする法律相談を実施しています。（相談無料。相談の内容についての秘密は厳守されます。）

電話相談（お一人20～30分程度） ☎ 075-741-6321

受付／第1・第3火曜日の午後2時から午後4時まで

面接相談 事前予約制（お一人40分）

予約受付は、各受付期間の午前9時から午後5時まで
受付期間の詳細は京都人権ナビよりご確認ください。

〈昼間〉午後1時30分から午後4時30分まで

■第2火曜日／京都府庁 ☎ 075-414-4271

■第4火曜日／各広域振興局総合庁舎巡回

宇治 ☎ 0774-21-2101 龍岡 ☎ 0771-24-8430
舞鶴 ☎ 0773-62-2500 峰山 ☎ 0772-62-4301

〈夜間〉午後6時から午後8時30分まで

■第3水曜日／京都駅前法律相談センター ☎ 075-741-6322

※感染症対策のため、面接相談を中止している場合があります。事前に御確認ください。
※詳しくは、下記の京都人権ナビ・府民だより等で御確認ください。

ひとりで悩まず
相談してね。



みんな大好きな
オーナーワン
京都府
人権啓発キャラクター
「じんくん」

人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」

人権に関する知識や役立つ情報、相談窓口の情報などを掲載したポータルサイトを開設しています。ぜひご活用ください。

京都人権ナビはQRコードより <https://kyoto-jinken.net>



例えばこんな時に使えます。

- ◎人権問題の動きを知りたい
- ◎人権に関する法律などを知りたい
- ◎人権研修会に使用するDVDやパネルを借りたい
- ◎どこに相談すれば良いのか知りたい
- ◎もっと、いろんな方に人権の大切さを知ってもらいたい

京都人権ナビ

人権の基礎知識 人権研修の資料 人権に関する相談 取組紹介 イメージング
人権研修の動画あります。

だれもが自分らしく生きることのできる社会をめざして

京都府では、これまで、国際基準などさまざまな規範の範囲内に於てさまざまな法規が制定されてきましたが、今なお、虐待やいじめ、インクネットを駆使した人権侵害、外国人排斥等に対する取り組みなど、さまざまの人権問題が残されています。21世紀を「人権の世紀」として、人権を尊重する社会へ向けて、京都府は取り組んでいます。

このサイトでは、府民一人ひとりが人権について学び、考え、実践していくよう、人権に関する知識や取組に注力・情報、相談窓口の情報をまとめて掲載しています。

ご意見・ご感想をお寄せください

この冊子をご覧になってのご意見・ご感想をお寄せください。また、下記アンケートへのご協力をお願いいたします。寄せられたご意見等は、今後の誌面づくりや人権啓発事業の参考とさせていただきます。

なお、個別のご意見への返答はいたしかねますので、あらかじめ了承ください。

〈アンケート〉

Q1.この冊子を、どこで入手されましたか？

- ①府の施設
- ②市町村の施設
- ③学校
- ④勤務先
- ⑤研修会・講演会
- ⑥京都ヒューマンフェスタ
- ⑦その他(具体的に)

Q2.この冊子を読まれて、人権や人権問題に対する理解・意識は深まりましたか？

- ①深まった
- ②どちらかといえば深かった
- ③変わらない
- ④わからない

Q3.次の「人権相談窓口」のうち、ご存じのものをお教えください。(複数回答可)

- ①法務局の人権相談窓口
- ②人権擁護委員
- ③府の人権特設相談
- ④京都府人権リーガルレスキュー隊
- ⑤市町村の人権相談窓口
- ⑥NPOなど民間団体
- ⑦弁護士・弁護士会
- ⑧その他(具体的に)
- ⑨知らない

Q4.この冊子で、読んでよかったです、参考になったものをお教えください。(複数回答可)

- ①コロナ禍における子どもへの影響と支援方策
- ②インターネットにおける人権侵害を考える
- ③ビジネスと人権 一京都における企業・自治体の役割
- ④ヘイトスピーチ解消法施行から5年
- ⑤トランスジェンダーの子どもたちへの対応について
- ⑥部落差別解消法施行から5年
- ⑦自死遺族の方々の語り合いについて
- ⑧人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」
- ⑨京都府人権リーガルレスキュー隊
- ⑩人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」
- ⑪特になし

ご意見等は、電子メールまたはFAX等でお送りください。

【送付先】電子メール：jinken@pref.kyoto.lg.jp FAX：075-414-4268

※標題として、「人権口コミ講座23について」とご記入ください。

※アンケートについては、問の番号及び回答の番号をご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

2022(令和4)年1月発行

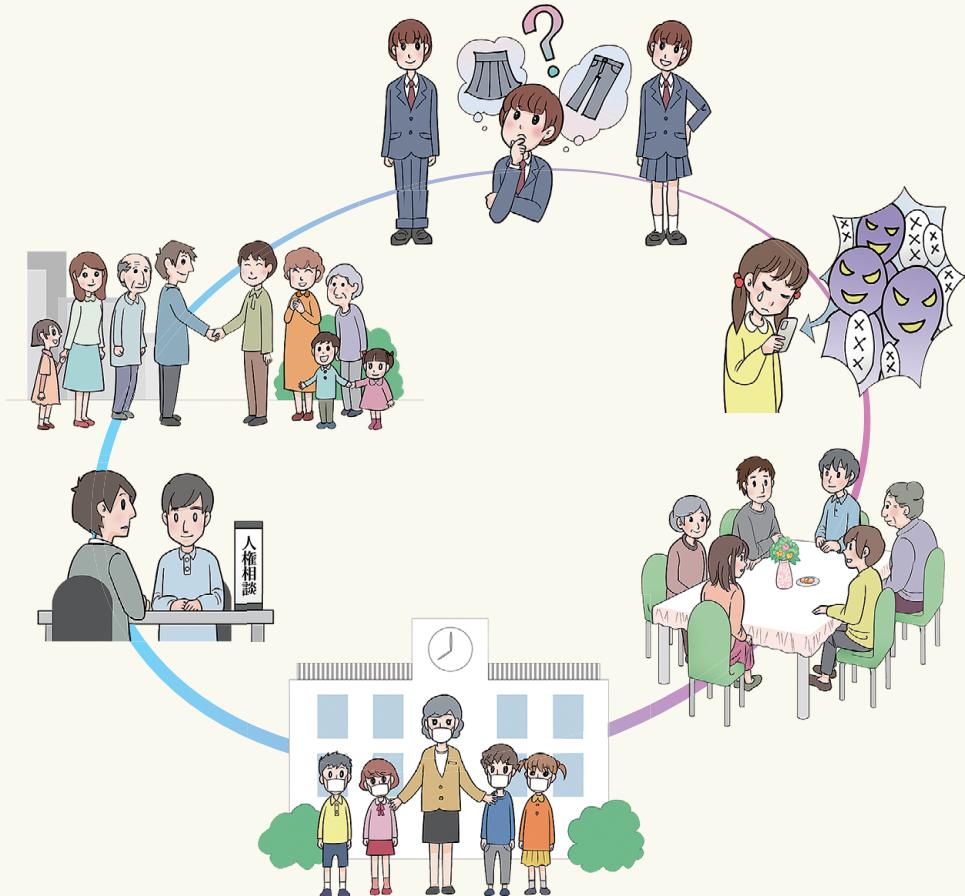
発行・発行所 京都人権啓発推進会議(事務局：京都府人権啓発推進室)

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町

電話 075-414-4271 FAX 075-414-4268 E-mail jinken@pref.kyoto.lg.jp

制作協力 公益財団法人 世界人権問題研究センター

イラスト 藤本千賀子



京都人権啓発推進会議

世界人権宣言35周年を記念し、1984(昭和59)年に京都府をはじめ府内の12団体により設立。あらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護啓発事業を推進することを目的に幅広い取組を展開しています。

構成団体

京都府 京都市 京都府教育委員会 京都市教育委員会 京都府市長会
京都府町村会 京都府人権擁護委員連合会 京都商工会議所 京都府商工会連合会
京都府中小企業団体中央会 京都府農業協同組合中央会 京都府社会福祉協議会